平成２４年（フ）第８６９号
千葉県八千代市村上1597―40八千代荘302、住民票上の住所千葉県八千代市大和田新田452番地14　朝日ハイツ２―102
債務者　小原　　稔
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８３号
千葉県船橋市宮本１丁目17番７号
債務者　直井　完治
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５７号
兵庫県姫路市別所町佐土１丁目132番地グランピア姫路102
債務者　大川　晴子（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３９１号
兵庫県姫路市御立北１丁目２番６号サンドミトリー305号、従前の住所兵庫県姫路市夢前町寺2391番地４
債務者　岡田　幸代
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３９５号
兵庫県加古川市西神吉町鼎86番地の11　ロイヤルサハホリ103号
債務者　高島たみ枝
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２１９号
長崎県長崎市御船蔵町１番43号　ドリームイン御船蔵102号
債務者　永尾　　彰
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目44番20号　玉利アパート102号
債務者　平山　惠子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４８０号
仙台市宮城野区田子３丁目６番３号　佐藤コーポ202、従前の住所宮城県亘理郡山元町山寺字西牛橋40番地151
債務者　伊藤　　純
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４９号
仙台市若林区中倉３丁目９番10号　やすらぎ苑仙台565
債務者　舩山　和司
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５５０号
仙台市太白区東中田４丁目18番40号　柿沼方、従前の住所仙台市宮城野区白鳥１丁目30番１―112号
債務者　舩山　輝子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５７７号
仙台市青葉区台原６丁目５番２号　エスプワールＢ棟101
債務者　熊谷　幸弘
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６１１号
仙台市太白区秋保町湯元字木戸保27番地の５コーポ秋保205、従前の住所仙台市宮城野区苦竹２丁目５番16号　プリンスコート苦竹Ａ―205
債務者　坂本　文彦
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
宮城県気仙沼市内松川279番地４
債務者　熊谷きみよ
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１８５号
秋田市将軍野南２丁目３番17号
債務者　渡辺　春菜（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６号
秋田市保戸野桜町10番３号
債務者　菊池　康英
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１号
秋田市手形田中５番７号コーポ愛102
債務者　佐々木宏明
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号
群馬県桐生市新里町新川2779番地12
債務者　根岸マリアテレサ
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部